様式ID	NTA1TEZ131010010

★

電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用の取りやめの届出書

年　　月　　日　提出

所轄外提出先			税務署長	提出理由			
提出先	F01		税務署長	【個人】フリガナ(屋号)	K03		
法人番号	F02			【個人】屋号	K04		
フリガナ	F03			【法人】フリガナ(代表者氏名)	H06		
氏名又は名称	F04			【法人】代表者氏名	H07		
住所又は居所【法人】本店又は主たる事務所の所在地	郵便番号	F05	―	電話番号	F07	―	―
	住所地等	F06					
【法人】代表者住所	H08			代表者電話番号	H09	―	―

電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用を取りやめますので、規則第５条第７項の規定及び消規則第27条の２第５項により届出書を提出します。

・特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日：　　年　　月　　日

その他参考となる事項

税理士署名	R01	

税務署整理欄	通信日付印の年月日		(西暦) 年	月	日	備考	
		F12					

「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び 75 万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用の取りやめの届出書」の記載要領

この届出書は、電子取引の取引情報に係る特定電磁的記録に記録された事項に関し期限後申告等があった場合において、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第８条第５項（(重加算税の加重措置)）及び消費税法第 59 条の２第１項（(電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例)）の規定の不適用の特例並びに所得税の 75 万円の青色申告特別控除の適用をやめようとして、税務署長にその旨を届け出る場合に使用してください。

１　届出期限

本規定の適用をやめようとする場合には、あらかじめ、この届出書を所轄税務署長に提出してください。

２　提出先

⑴ 届出者が本規定の適用をやめようとする所得税（源泉所得税に係る所得税を除きます。）、法人税及び消費税の納税者の場合　納税地等を所轄する税務署長

⑵ 所轄税務署長等以外に届出書の提出に当たって便宜とする税務署長（以下「所轄外税務署長」といいます。）がある場合で、その所轄外税務署長が相当の理由があると認めたとき　当該所轄外税務署長

３　各欄の記載要領

欄	記載要領
提出理由	この届出書について、所轄外税務署長を経由して提出する場合に、その理由を記載してください。
特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日	本規定の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載してください。 ※　この届出書を提出した日の属する年分以後の年分については、既に提出された上記の特例の適用を受ける旨の届出書は、その効力を失い、本規定の適用を受けることはできません。
その他参考となる事項	本規定の適用をやめようとする理由、その他参考となる事項があれば記載してください。